

# 仕 様 書

## 1 業務名称

札幌市豊平館樹木剪定業務

## 2 対象施設

札幌市豊平館（札幌市中央区中島公園 1－20）

## 3 業務期間

契約書に示す着手の日から、令和2年3月31日（火）まで

※作業実施日については、別途打ち合わせを行う。

## 4 業務概要

札幌市豊平館東側のニセアカシア4本及び附属棟北側のカツラ等約70本の剪定を行う。なお、重機などの進入が困難な場所については、ツリークライミングによる剪定を行うこととする。（別添：位置図参照）

剪定：樹高切詰、横幅切詰

※作業時に委託者と協議の上、剪定範囲を決めること。

※豊平館の開館時間に作業を行う場合は、別途交通誘導員等の経費を見込むこと。

## 5 従事者要件

ツリークライミングによる従事者は、ロープ高所作業の特別教育を修了し、かつ20m以上の樹木のツリークライミング等による実務経験を有する者とし、うち1名以上は常勤職員とする。

## 6 履行体制

(1) 作業開始前に、対象樹木の確認を委託者等と行い、マーキング等を行うこと。

(2) 冬期作業のため、作業機械の選定に留意すること。

(3) 周辺樹木、施設等を損傷しないように注意すること。なお、施設等に損傷を与えた場合は、現状復旧すること。

(4) 作業中は「作業中」「注意」の看板等を標示するとともに、通行人の安全確保について十分に注意すること。

(5) 御影石の平板舗装の上に、高所作業車等を進入させる場合は、樹脂製の敷板を用いて養生すること。

(6) 中島公園内を走行し、公園側から作業をする場合は、建設局みどりの管理課への届け出を行い、日程の調整等を行うこと。

(7) 剪定した枝等を地面に落とし、周辺の樹木や施設等に損傷を与えないように、作

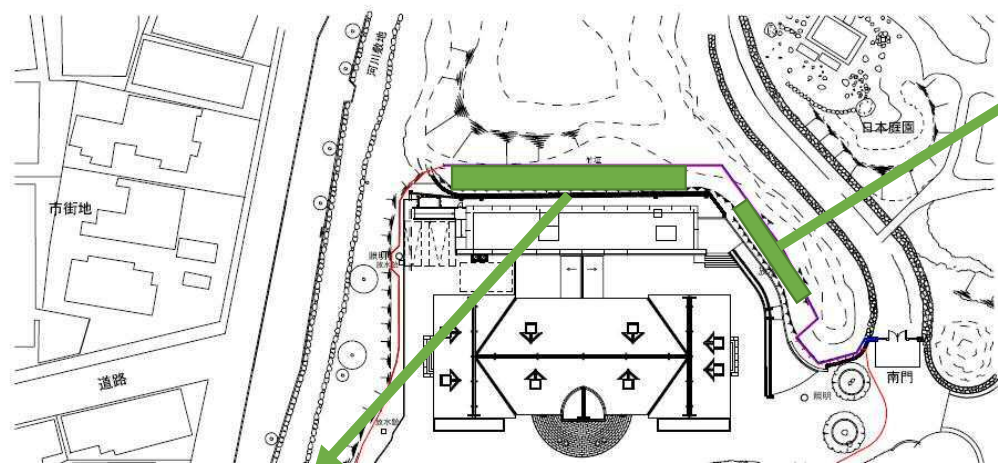
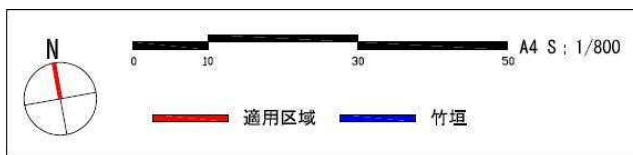
業すること。

- (8) 剪定枝については、一般廃棄物として適切に処分すること。

## 7 一般要領

- (1) 本業務を実施する際には、事前に工程等について委託者及び施設管理者と十分打合せを行い、承認を得た上で、施設業務に支障のないよう円滑な進行を計ること。  
その他、作業の実施にあたっての問題点等は、委託者および施設管理者とよく協議をすること。
- (2) その他必要な保安措置について、関係法規に従って行うこと。
- (3) 事故等が発生した時は、遅滞なくその状況を報告すること。
- (4) 作業終了後は、後片づけはもちろん、作業指示区域の周囲を清掃し、ゴミ等はその日のうちに処理すること。
- (5) アイドリングストップ等、環境に与える負荷を低減するよう努めること。
- (6) 業務の完了届には、樹木の剪定前、中、後の写真を添付した作業報告書を添付すること。

# 別図（札幌市豊平館樹木剪定業務）



剪定箇所  
の目安



剪定箇所  
の目安



豊平館附属棟北側  
約70本の剪定を行う



剪定箇所  
の目安